

平成23年度応急危険度判定士認定講習会ご案内

平成7年の阪神・淡路大震災において我が国で初めて実施された応急危険度判定ですが、この度の東日本大震災においても道内の判定士を含む述べ9千人弱の判定士により10万棟弱の建築物について判定が行われたところ

です。平成8年3月にスタートした北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度ですが、皆様のご協力のもとこれまで9,500人近くの方々に講習会を受講いただき、多くの方々に判定士として登録いただいているところです。

ご存知のとおり、応急危険度判定士認定証の有効期限は5年となっております。更新にあたっては事前に講習会の受講が必要です。有効期限満了までに受講いただき、更新登録を行っていただきますようお願いいたします。また、有効期限が来年度（平成25年3月末まで）の方も、早目の受講をお願いします。

講習会では、応急危険度判定の制度概要や判定調査の方法はもとより、東日本大震災での判定活動の状況などもお伝えし、判定士の皆様の技術や知識の研鑽に役立てていただきたいと思いますと考えております。皆様の積極的な受講をお待ちしております。

1. 講習会開催日等

開催地	開催年月日	会場名	住所	定員	開催時間		備考（同時開催）
札幌市	平成24年2月20日	北海道第2水産ビル	札幌市中央区北3条西7丁目	300名	13:30	～ 15:30	
旭川市	平成24年2月7日	上川総合振興局 3階講堂	旭川市永山6条19丁目	150名	13:30	～ 15:30	
留萌市	平成24年2月9日	留萌合同庁舎 2階講堂	留萌市住之江町2丁目1-2	30名程度	13:30	～ 17:00	机上訓練
稚内市	平成24年2月2日	宗谷合同庁舎 2階講堂	稚内市末広町4丁目2-27	70名程度	13:30	～ 17:00	机上訓練
網走市	平成24年1月27日	オホーツク総合振興局 3階講堂	網走市北7条西3丁目	130名	10:00	～ 12:00	机上訓練等
苫小牧市	平成24年2月7日	苫小牧市民会館 3階小ホール	苫小牧市旭3丁目2-2	100名	13:30	～ 15:30	
釧路市	平成24年1月24日	釧路市生涯学習センター 多目的ホール	釧路市幣舞町4番28号	100名	13:00	～ 16:00	机上訓練。左記開催時間には机上訓練を含む。
中標津町	平成24年1月25日	中標津町役場 3階301号会議室	標津郡中標津町丸山2丁目22番	50名程度	13:00	～ 16:00	机上訓練。左記開催時間には机上訓練を含む。

*駐車場の関係もありますので、できる限り公共交通機関をご利用をお願いします。

*講習会の開催にあわせ机上訓練等を実施する会場もあります（備考欄参照）。詳細は所管の（総合）振興局にお問い合わせください。

2. 講習内容

講習内容	
開会挨拶	
講習（110分）	1. 応急危険度判定制度について 2. 応急危険度判定基準について （判定編・実践編）
受講証書交付・申請書受付	

CPD/建築士会継続能力開発（CPD）制度の認定講習会となっております。

3. 主催

北海道、(社)北海道建築士会
北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会

4. 講師

開催地市町村職員・北海道建設部住宅局建築指導課職員又は（総合）振興局建設指導課職員
北海道立総合研究機構職員

5. 受講料 無 料

1. 受講資格・受講申込

区分	更新講習	新規講習
受講資格	・応急危険度判定士	・道内在住の建築士（1級・2級・木造） ・建築基準適合判定資格登録者（H23年度から対象） ・官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等（H23年度から対象）
申込期日	・講習会開催日の15日前（必着）までとし、定員になり次第締め切ります。	
受講申込書の提出方法	・更新受講申込書（第2-2号様式、第3-2号様式）に必要事項を記入のうえ、（社）北海道建築士会本部事務局あて郵送又は、持参して下さい。 （公務員の方は、所属の応急危険度判定担当部局に提出してください。）	・新規受講申込書（第2-1号様式、第3-1号様式）に必要事項を記入のうえ、受講票返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を記載すること。切手不要。）を同封し、（社）北海道建築士会本部事務局あて郵送又は、持参してください。 （公務員の方は、所属の応急危険度判定担当部局に提出してください。）
	・各支部での受付はいたしません ・受講申込書（更新・新規）は、各支部事務局でも配布しています。また、北海道のホームページ（ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/oqhp ）からもダウンロードすることができます。	
その他	・受講申込書受理後、受講票を返送しますので、講習会当日ご持参いただきご来場ください。 （公務員の方は、そのまま講習会会場へご来場ください（受講票は当日会場にてお渡しします）。）	
注意事項	・更新受講申込書は2枚1組となっております切り離さず一緒に申し込みください。 ・氏名には必ずフリガナを付けてください。 ・2枚目の受講票（更新）にも氏名を記入してください。	・新規受講申込書は2枚1組となっております、切り離さず一緒に申し込みください。 ・氏名には必ずフリガナを付けてください。 ・2枚目の受講票にも氏名を記入してください。 ・建築士免許登録番号がまだ無い方は、登録番号欄は空欄にしてお申込みください。 ・建築基準適合判定資格登録者の方は登録番号欄に「適判資格者」、建築行政等実務経験者等は登録番号欄に「行政実務者」と記入してください。
	・講習会の申込みには、認定申請書類（下記項目2）は不要です。受講申込書のみをご提出ください。	

※ 上記受講申込期日を過ぎた場合でも所管の（総合）振興局等で受付できる場合もあります。詳しくは下記問合せ先まで。

2 認定申請書の受付等

区分	更新申請	新規申請
申請時期	・有効期間満了の2ヶ月前から申請を受け付けます。	・免許登録申請中の場合は、免許証明書が交付されてから申請ください。
申請受付	・当日申請の方は、講習会終了後に受け付けます。 ・後日申請の方は、（社）北海道建築士会本部事務局にご持参又はご郵送ください。	
申請書類の提出	<p>●次の関係書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士認定更新申請書（第4号様式） 受講票を返送の際同封します （公務員の方は、HPからダウンロードしてください（下記※参照）） ・応急危険度判定士認定証 ・講習会の受講票（第3-2号様式・受講証明印付） ・写真1枚（縦3.0cm、横2.4cmで無帽・正面・上半身・無背景・カラーで6ヶ月以内の撮影、写真裏面に氏名を記入） ・応急危険度判定士認定登録者カード 受講票を返送の際同封します （公務員の方は、HPからダウンロードしてください（下記※参照）） 	<p>●次の関係書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士認定申請書（第1号様式） 受講票を返送の際同封します （公務員の方は、HPからダウンロードしてください（下記※参照）） ・資格を証明するもの（資格区分に応じ次のいずれか） ア）建築士の方：建築士免許の写し1部 イ）建築基準適合判定資格登録者の方：建築基準適合判定資格登録証の写し1部 ウ）官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等：行政実務証明1部（様式13号） ・講習会の受講票（第3-1号様式、受講証明印付き） ・写真2枚（縦3.0cm、横2.4cmで無帽・正面・上半身・無背景・カラーで6ヶ月以内の撮影、写真裏面に氏名を記入） ・応急危険度判定士認定登録者カード 受講票を返送の際同封します （公務員の方は、HPからダウンロードしてください（下記※参照））

※ 認定申請書など関係書類はこちらからもダウンロードできます

北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.htm>）

3. 申込場所（郵送先）問合わせ先

社団法人北海道建築士会 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地大五ビル6階 Tel 011-251-6076

4. 問合せ先

開催地	所在地	連絡先
札幌市	（社）北海道建築士会 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階	011-251-6076
旭川市	上川総合振興局建設指導課建築住宅係 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5947
留萌市	留萌振興局建設指導課建築住宅係 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8449
稚内市	宗谷総合振興局建設指導課建築住宅係 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2930
北見市	オホーツク総合振興局建設指導課建築住宅係 〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0642
苫小牧市	胆振総合振興局建設指導課建築住宅係 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9594
釧路市	釧路総合振興局建設指導課建築住宅係 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9192
中標津町	根室振興局建設指導課建築住宅局 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6832